

一 般 競 争 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

令和 5 年 10 月 13 日

盛岡市長 内 館



記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 市営月が丘アパート 4 号館外水道集中メーター交換修繕
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行場所 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約日の翌日から令和 6 年 3 月 1 日（金）まで

2 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和 5 年 10 月 23 日（月） 10 時 00 分
- (2) 場所 盛岡市役所本庁舎別館 4 階 404 会議室
執行即時開札

3 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を現に受けていない者であること。
- (3) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成 3 年 9 月 30 日市長決裁）による指名停止を現に受けていない者であること。
- (4) 当該入札において、他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がない者であること。
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) 令和 5 年度盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格 管工事甲 A 又は甲 B に該当し、かつ盛岡市指定給水装置工事事業者の者であること。

4 仕様書等の閲覧及び契約条項を示す期間及び場所

- (1) 仕様書等は、盛岡市公式ホームページ > 事業者の皆さんへ > 市発注契約 > 発注情報に掲載している。また、盛岡市建設部建築住宅課（盛

岡市内丸 12 番 2 号) の閲覧場所においても、公告の日から入札の前日までの閉庁日を除く日の午前 9 時から午後 4 時まで閲覧できる。

(2) 契約条項を示す場所は、盛岡市建設部建築住宅課とする。

5 入札参加申込み

入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みを行うこと。

(1) 入札参加申請書類及び提出部数

入札参加資格確認申請書 1 部

(2) 入札参加申請手続

ア 申込方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）

イ 受付期限 令和 5 年 10 月 20 日（金）正午までとする。

ウ 受付場所 盛岡市建設部建築住宅課

6 入札保証金 免除

7 入札の方法 直接提出のみとする。

入札書を、2 の日時及び場所に持参すること。

8 入札の回数

2 回までとする。ただし、落札者がいない場合は、政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約に移行するものとする。

9 入札書記載金額

入札書は盛岡市競争入札参加者心得第 13 第 1 項によるものとし、一括総額で作成すること。決定も 一括総額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

10 落札者の決定方法

本件は、予定価格以下で最低の価格で入札した者を落札者として決定する。

11 契約書作成の要否

要 修繕請負契約書による。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 3に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 5(1)に掲げる入札参加資格に関する書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) その他入札条件に違反した入札

13 その他

- (1) 現場説明は、行わない。
- (2) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (3) 提出する書類等に要する費用は、申請者の負担とする。
- (4) 5(1)に掲げる書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止を行うことがある。
- (5) この入札に関する問い合わせ先
一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和5年10月18日(水)正午までに電子メール又は文書(ファックス可)により盛岡市建設部建築住宅課あて提出すること。回答は、仕様書等閲覧場所及び盛岡市ホームページで令和5年10月19日(木)正午までに公表する。

盛岡市建設部建築住宅課

電子メールアドレス kenchikujuutaku@city.morioka.iwate.jp

Tel 019-626-7533 (直通)

Fax 019-622-6211 (代表)